

地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
41	大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とするよう見直し	1～4
42	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするよう見直し	5～6
43	罹災証明制度の見直し	7～14
47	国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し	15～16
4③	子ども・子育て支援新制度に関する見直し (3号認定から2号認定への変更認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日に改める)	17～18
11①	学校給食費の徴収に関する見直し (児童手当における学校給食費の徴収権限の強化)	19～24
2	放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し	25～51
4②	子ども・子育て支援新制度に関する見直し (年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達して支給認定されるこどもについて、年度当初から支給認定できるようにする)	52～55
4①	子ども・子育て支援新制度に関する見直し (特定教育・保育施設の定員減少時の市町村の関与強化及び定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議の義務付けの緩和)	56～63
10	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	64～69
3	幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の都道府県から中核市への移譲	70～73
48	原体を製造・輸入する毒物劇物製造業・輸入業登録等事務の国から都道府県への移譲	74～77
9	児童扶養手当に関係する事務の見直し	78～80

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行ってきた。

各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。

こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。

※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況

延べ26,305人(うち市町村職員10,375人、39.4%)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

被災市町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する必要が生じる。

災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することにより、応援県単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災住民の生活再建に資することが期待できる。

根拠法令等

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

酒田市、常総市、多治見市、亀岡市、大阪府、兵庫県、伊丹市、倉吉市、鹿児島市

○災害時における早期の応援職員派遣は初動体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、県が取りまとめチームを組み被災地支援を行っている。熊本地震の際、全国市長会からの要請で、南阿蘇に職員を派遣したが、現地への交通手段や職員の宿営方法など情報が無く、移動しながらの調整であった。派遣する側のコントロールは県がその役を担うべきと感じた。支援をする側として、市町村は、支援要請がないと動けないため、県がとりまとめを行い支援活動をするのは、大変有用であるとする。これらの経験から、法的裏付けにより、すべての県が同様の体制を組むことができれば、災害に対する日本国の強靱化が計られると考える。

○熊本地震の際、被災県等から県を通じて県内市町村へ応援要請があり、その際に、法的根拠が不明確であったため、応援に要した費用を誰が負担するのか、間接的な応援要求の法的根拠など疑義が生じ、応援の可否を判断するのに少なからず影響があった。また、反対に平成 28 年に発生した地震においては、被災地として応援を要求しなければならない立場になったが、県を通じて他県等の応援を調整することとなった際にも、費用負担に係る疑義（最終的に誰が負担するのか）が生じ、不安を抱えながら応援要求の判断をしなければならない状況にあった。提案内容のような広域応援の際に、市町村の立場としても、間接的な応援要求の法的根拠、費用負担等を明確にさせていただいた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がるものとする。

○平成 28 年熊本地震の際には、法的根拠がないまま、支援することについて、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正がされた場合、より迅速な支援が期待できる。※法的根拠のない派遣については、費用負担の明確な答えがなかったため、主に財政的な点について議論があった。

○災害時相互応援協定などを締結し、被災時の相互応援について取り決めているものの、協定締結以外の地域への応援のために、派遣の根拠が法的に明確化されることが、迅速かつ円滑な活動につながるとされる。

各府省からの第 1 次回答

・御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討して参りたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行ってきた。

各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。

こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。

※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況

延べ 26,305 人(うち市町村職員 10,375 人、39.4%)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

被災市町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する必要が生じる。

災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することにより、応援県単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災住民の生活再建に資することが期待できる。

根拠法令等

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

酒田市、常総市、多治見市、亀岡市、大阪府、兵庫県、伊丹市、倉吉市、鹿児島市

○災害時における早期の応援職員派遣は初動体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、県が取りまとめチームを組み被災地支援を行っている。熊本地震の際、全国市長会からの要請で、南阿蘇に職員を派遣したが、現地への交通手段や職員の宿営方法など情報が無く、移動しながらの調整であった。派遣する側のコントロールは県がその役を担うべきと感じた。支援をする側として、市町村は、支援要請がないと動けないため、県がとりまとめを行い支援活動をするのは、大変有用であるとする。これらの経験から、法的裏付けにより、すべての県が同様の体制を組むことができれば、災害に対する日本国の強靱化が計られると考える。

○熊本地震の際、被災県等から県を通じて県内市町村へ応援要請があり、その際に、法的根拠が不明確であったため、応援に要した費用を誰が負担するのか、間接的な応援要求の法的根拠など疑義が生じ、応援の可否を判断するのに少なからず影響があった。また、反対に平成 28 年に発生した地震においては、被災地として応援を要求しなければならない立場になったが、県を通じて他県等の応援を調整することとなった際にも、費用負担に係る疑義（最終的に誰が負担するのか）が生じ、不安を抱えながら応援要求の判断をしなければならない状況にあった。提案内容のような広域応援の際に、市町村の立場としても、間接的な応援要求の法的根拠、費用負担等を明確にさせていただいた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がるものと考え

る。
○平成 28 年熊本地震の際には、法的根拠がないまま、支援することについて、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正がされた場合、より迅速な支援が期待できる。※法的根拠のない派遣については、費用負担の明確な答えがなかったため、主に財政的な点について議論があった。

○災害時相互応援協定などを締結し、被災時の相互応援について取り決めているものの、協定締結以外の地域への応援のために、派遣の根拠が法的に明確化されることが、迅速かつ円滑な活動につながるとされる。

各府省からの第 1 次回答

御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討して参りたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

299

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し

提案団体

岩泉町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率(年3%)を被災者より徴収しているところ。

この貸付利率(年3%)については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。

具体的な支障事例

岩泉町においては、東日本大震災では12名の被災者が災害援護資金の貸付を受けているが、平成28年台風第10号では3人の貸付にとどまっている状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害により被害を受けた被災者に対して、地域の実情に応じた貸付利率により災害援護資金貸付金の貸付を行うことが可能となり、被災者の生活の立て直しに資する。

根拠法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、岩手県、酒田市、常総市、川崎市、多治見市、豊田市、大阪府、北九州市

○本市においても平成12年の東海豪雨の際に同様の状況で貸付制度が活用されなかった。

各府省からの第1次回答

・災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。
 ・また、災害援護資金の貸付利率については、同法第10条第4項「災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。」とされているところであり、利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。
 ・しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立て直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利

率の引き下げ等の検討を進めてまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し

提案団体

由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村

制度の所管・関係府省

内閣府、金融庁、財務省

求める措置の具体的内容

『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。

また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。

具体的な支障事例

平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。

当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。

半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。

また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されることである。

一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊により近い15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。

さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1. 「調査手続の簡素化」

1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至ら

ないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。

2. 「被害の程度及び認定基準の区分の再編」

自治体独自の支援策（災害見舞金、住家の補修補助等）の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。

また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。

3. 「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」

被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携（調査対象の分担等）や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。

根拠法令等

- ・「災害の被害認定基準」
- ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」（平成 25 年 6 月内閣府〈防災担当〉）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿児島市

○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。

○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。

各府省からの第1次回答

- ・「災害に係る住家被害認定基準運用指針」は、被害認定の業務を行う市町村が、迅速かつ的確に調査・判定を行えるよう、参考までに、それらの手法を定め、国が助言・支援しているもの。
- ・当該運用指針による調査・判定方法については、これまでも被害の実態等を踏まえ見直しを行ってきており、今後、熊本地震における実態等を踏まえ、各種調査の迅速性に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な項目について連携することや、写真判定の導入等の簡易な手法の活用等について、今後、関係省庁と連携しつつ、見直しの検討を行う予定。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁 第1次回答

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し

提案団体

由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村

制度の所管・関係府省

内閣府、金融庁、財務省

求める措置の具体的内容

『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。

また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。

具体的な支障事例

平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。

当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。

半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。

また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念される場所である。

一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊により近い15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。

さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1. 「調査手続の簡素化」

1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと

判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がりを期待する。

2. 「被害の程度及び認定基準の区分の再編」

自治体独自の支援策（災害見舞金、住家の補修補助等）の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。

また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。

3. 「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」

被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携（調査対象の分担等）や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。

根拠法令等

- ・「災害の被害認定基準」
- ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」（平成 25 年 6 月内閣府〈防災担当〉）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿児島市

○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。

○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。

各府省からの第1次回答

大規模地震における地震保険の保険金支払いにおいて、損害保険会社は最大限の人的資源を動員することで、被災者に可能な限り迅速に保険金を支払いつつ、被災地以外の通常の保険金支払いも円滑に実施する必要があります。

本提案のように官民の調査基準の統一や査定結果の相互利用を行うことは、被災地における地震保険の保険金支払業務において、以下のような混乱や負担増を発生させ、保険金支払いの遅延など、被災地における保険金支払業務の劣化が避けられないほか、被災地以外の保険金支払いにも悪影響を及ぼしかねず、保険契約者保護の観点から実現困難と考えます。

- ・地震保険の損害認定基準を大きく変更することにより、既に地震保険関係者に定着している実務手順等が見直しとなり、蓄積したノウハウも活用できなくなることから、査定実務に混乱が生じ保険金支払いの遅延をきたします。更に、損害認定基準の変更により、保険約款、事業方法書の改定が生じた場合、当面の間、補償内容の異なる新旧の地震保険契約が混在することも査定実務の混乱を助長する要因となります。

- ・査定結果の相互利用を行うことにより、保険契約者から、民間の損害保険会社が説明責任を負うことのできない税減免や各種交付金を端緒とする苦情や問い合わせが生じることとなり、こうした苦情等への対応や再立会の増加などにより、損害保険会社に追加的な負担が発生することも保険金支払いの妨げとなります。

また、損害認定基準の見直しや査定結果の相互利用に伴い、全ての損害保険会社において、システム・マニュアル・教育体制等のインフラの再構築が必要となり、そのコストを賄うため保険料引上げが生じることで、地震保険の普及促進を阻害するおそれがあると考えます。

なお、民間の損害保険会社の保険金支払態勢を公的制度の運営に利用することとなるため、本提案の実現には、地震保険に関与する全ての損害保険会社の理解と協力が不可欠ですが、日本損害保険協会からも、別紙のとおり、地震保険への悪影響が生じるとして反対意見が示されており、民間の損害保険会社による地震保険制度の安定的・効率的な運営の観点からも、本提案を実現することは困難であると考えざるをえません。

(別紙あり)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

管理番号	108	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
------	-----	------	--------------	------	----------

提案事項(事項名)

罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し

提案団体

由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村

制度の所管・関係府省

内閣府、金融庁、財務省

求める措置の具体的内容

『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。

また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。

具体的な支障事例

平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。

当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。

半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。

また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されることである。

一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊により近い15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。

さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1. 「調査手続の簡素化」

1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至ら

ないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がりを期待する。

2. 「被害の程度及び認定基準の区分の再編」

自治体独自の支援策（災害見舞金、住家の補修補助等）の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。

また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。

3. 「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」

被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携（調査対象の分担等）や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。

根拠法令等

- ・「災害の被害認定基準」
- ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」（平成 25 年 6 月内閣府〈防災担当〉）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿児島市

○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。

○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。

各府省からの第1次回答

地震保険の目的は、官民共同の保険により、「被災者の生活の安定に寄与する」こと。被災された保険契約者に迅速・確実に保険金を支払うことにより、地震国日本における安心の拠り所となってきた。また、今後の巨大地震等への懸念からも、地震保険制度の信頼性、強靱性が求められている。

今回の検討に当たっては、地震保険と自治体の罹災証明のための被害認定・調査の目的、対象、方法、基準、深度等の違いや制度変更の及ぼす影響等について慎重な検討が必要。

1. 保険会社と自治体の調査基準の統一

地震保険の損害認定は、専門家の意見等に基づき、「長期的な収支相償の範囲内で、できる限り低い保険料」で、「迅速な保険金支払による被災者（契約者）の支援」を実現するため、長い年月をかけて損害保険業界が構築してきたシステム。

地震保険の損害認定基準は、主要構造部の被害のみに着目する、再査定の際に同一対象の再調査をしない、などの簡素化が図られている。これは、多額の公金の支給要件となるため詳細な調査が必要となる罹災証明に対し、民民の契約に基づき迅速な保険金支払いを目的とする地震保険の特性によるもの。このように、被害認定基準・手法の違いが大きい中、地震保険の損害認定基準を、より複雑な罹災証明の被害認定基準に統一することは、損害査定や保険金支払いの迅速性に大きな影響を及ぼす可能性があり、被災者（契約者）の理解が得られない。さらには、支払い保険金や（損害調査費用を含む）保険料の額に大きな影響を及ぼし、地震保険の普及を妨げる要因となるほか、地震保険制度の強靱性を確保できなくなる可能性。

2. 調査の一本化

(1) 調査結果の相互活用

罹災証明の発行は災害対策基本法に基づき自治体の責任で行われるもの。民民の契約による地震保険の損害調査の結果を活用する場合、調査結果の責任の所在が不明確となり、認定結果に対する不満や混乱の結果、地震保険の保険金支払いや、罹災証明に基づく公的支援の遅延につながることが危惧され、被災者の理解が得られない。

(2) 調査実施の連携

損害保険会社は、民衆の契約に基づく責任を負っており、保険会社は地震保険の契約者に対してのみ損害認定(調査)が可能。自治体は、保険契約者以外の被災者の被害認定を行うことになるが、被災者を地震保険契約者とそれ以外に区別し、損害の調査を保険会社と自治体で分担することは、被災者間で損害認定の精度や結果の乖離に関する疑問や不信感を惹起する可能性があり、被災者の理解が得られない。

自治体職員は、被災時には避難所の開設・運営、被災者からの要望対応や各方面との連絡調整など多岐にわたる業務に取り組む必要がある中、被災世帯毎に地震保険加入の有無により対応に差異を設けることは、現場の更なる混乱につながり、効率的な被災者支援や負担の軽減にはつながらない可能性。

以上から、本提案の実現は困難であると考えられる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

88

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し

提案団体

忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

航空法第132条の2の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行方法について、飛行空域となる当該市町村の意向が反映されるような仕組みとなるよう見直しを求める。

①大臣承認に関しては、現場の実情を把握している飛行区域となる当該市町村に対し、同承認に関する情報を共有することとする。

②大臣承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行を確認した場合には、当該市町村から現場での飛行方法の注意や中止を求めることが可能となるようにする。

具体的な支障事例

手軽に所持できるようになったドローンの飛行方法は、航空法の改正により明確化されたが、飛行実態を見るとそれが遵守されているとは思えない。

特に、観光地やイベント会場などの多数の者が集合する場所での飛行が見受けられるため、安全な飛行方法の徹底が求められる。

また、航空法による承認は国土交通大臣となっていることから、現場を管理する市町村には承認の有無が把握できないため、ドローン飛行の管理・監視もできない状況である。

本村は、富士山麓に位置し、世界文化遺産のエリアで忍野八海に8つの構成資産を有しており、通年観光客が絶えない地域である。

最近、この忍野八海にドローンが飛行することがあり、観光客がいる上空や構成資産である池の上空を飛行していることから、観光客の安全面や墜落時の構成資産への影響が懸念される。

また、当該空域は飛行禁止区域ではないものの、夜間飛行など特別なケースで大臣承認を得ている場合、承認に関する情報がないためルールに則った飛行なのかどうかの判断も出来ず、住民の問い合わせや飛行上のトラブルなどにも対応することができない状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

飛行空域となる当該市町村において飛行情報がきちんと把握できるとともに、現場の安全管理が徹底できることとなる。

根拠法令等

航空法第132条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市

○当市も観光施設は多々あり、中でも全国有数の紅葉の景勝地となっている場所においては、紅葉シーズンである 11 月には約 40 万人の来場者が訪れる。施設の自主規制として、来場者の上空は飛ばさないなど安全に配慮してもらうようお願いをしており、現在は危険がない状態を確保しているが、法的拘束力がないため、悪質な操縦者がいれば来場者等に対し危険を伴う可能性がある。

○空撮のためのドローン使用に係る手続に関する質問もあることから、安全管理の面で同様の不安があるため、提案団体の示す制度改正は必要なものとする。

各府省からの第 1 次回答

【求める措置①に対する回答】

○航空局ホームページ(http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)において、飛行経路や飛行日時等の航空法第 132 条の 2 に基づく国土交通大臣の承認に関する情報を公表しており、飛行経路に含まれる市町村はこれを参照することで同承認を受けた無人航空機の飛行についての情報を得ることができる。

○一方で、一定期間内に反復して飛行を行う場合や異なる複数の場所で飛行を行う場合には、期間や経路について包括的な許可承認も行っており、これらの情報をもって、個々の飛行を把握することは困難であるため、より詳細な飛行経路や飛行日時等の無人航空機の飛行情報を、飛行前に視覚的に関係者間で共有できるシステムについて、平成 30 年度中の導入に向けて検討中である。

【求める措置②に対する回答】

○航空法第 132 条の 2 に基づく国土交通大臣の承認は、無人航空機の飛行が航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことが認められる場合に行うものであり、御指摘の「観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行」が認められる場合には、承認の取消し等の措置を講ずることになる。このため、このような飛行の事実を把握された場合には、航空局に情報提供いただきたい。

○なお、市町村が管理する公園等において条例等に基づき無人航空機の飛行を制限することや、「観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行」が認められる場合に、行政指導により飛行方法に関する注意を行うことや飛行の中止を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではない。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化

提案団体

和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に係る認定から同項第2号に係る認定に切り替わる場合には、同法第23条第4項により市町村は職権で変更認定をすることができる。しかし、現行制度では子どもが満3歳に達する都度、支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩瑣となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改められたい。

なお、支給認定事務は、保護者の申請による変更と職権変更とを合わせ、毎月相当な件数の事務が発生している。そのような状況で職権変更の手続きだけでも年1回に集約できれば、事務の漏れも少なくなり負担軽減となる。4月の事務量が増加することは考えられるものの、毎月の職権変更事務がなくなることの負担減の方が市町村にとってのメリットが大きい。

(参考)平成28年度の職権による変更認定件数

○和歌山市・・・約1,300件

○御坊市・・・117件

○岩出市・・・247件

○かつらぎ町・・・75件

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

変更認定事務を基準日に一括化することにより、市町村の事務負担が軽減される。また、保護者にとっても、年度当初の利用者負担額通知等と併せて職権変更による支給認定変更通知を受け取ることとなるので、年度途中で自らの申請によらない支給認定変更通知を受け取ることもなく、混乱を招かない。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第19条、第21条、第23条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、ひたちなか市、練馬区、船橋市、川崎市、逗子市、海老名市、磐田市、知多市、城陽市、出雲市、山陽

小野田市、北九州市、宇美町

○認定区分の変更、保育標準時間・短時間の変更、認定期間の変更など、支給認定に関わる変更事務が多く、そのことに伴い保護者の手続き及び受け取る通知書も多いので混乱するとのご意見を頂く。また、職員の事務も煩雑になっている。待機児童の現況届の提出義務緩和も行われたので、2、3号認定の簡素化も要望する。

平成 28 年度 職権による 3 号から 2 号への変更認定件数 2,249 件

○満3歳児到達時に認定証を発行をするが、利用者負担額に変更がないため、混乱を招いている。年度当初に利用者負担額通知と同時に送付した場合、事務量が削減され、郵送料の削減にもつながる。

○本市においても、平成 28 年度の同様の事務について、第3号から第2号への変更認定事務の処理件数が約 2,300 件に上り、1月当たり 200 件弱事務処理が発生している。毎月の事務処理を年一度に集約できれば、一括処理による事務処理の効率化が図られ、年間を見通した際に事務負担が軽減される。

○職権変更処理を毎月行うことによる事務負担については、提案団体と同意見である。特に、保護者からの毎月の申請に伴う変更と職権変更が重複する場合など、ミスが増える要因となっていることから簡素化の提案に賛同する。また、大幅に事務を簡素化するためにも2・3号の区分を1つに統一することもご検討頂きたい。

○保護者にとり、年度途中の切り替えのメリットがなく、学年の概念でクラス編成をしている現況においては、認定基準日を 4 月 1 日とすることで、いわゆる年少以上未満とも一致することとなる。

○提案団体と同様に、当該事務について毎月事務が発生しており、負担が大きい。年度始での一括発行の場合、年度途中での認定内容の変更があった場合に作業が複雑化する可能性もあって検討が必要であるが、緩和により事務量を削減できるようにするのが望ましい。

○本市においても支給認定事務については、提案団体の事例と同様に、保護者の申請によるものと満3歳到達時点の変更による事務手続きにより、多大な事務負担が生じている。

○当市の職権による変更認定件数は、年間約 600 件。

○現行制度では子どもが満3歳に達する都度に支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩瑣となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点をも、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改めることで、事務手続きの簡素化が図られる。

○子ども・子育て支援法における支給認定について、同法第19条第1項第3号から同法第19条第1項第2号への職権変更認定の時点をも、年度末の3月31日など、一定の基準日を設けた場合、毎月の事務負担軽減に繋がると思われる。また、本市の地域型保育事業において、満3歳になった児童については、原則として退所することとし、保護者が引き続き当該事務所の利用を希望する場合は、最大で当該年度の末日(3月31日)まで利用できることとしている。仮に、第3号から第2号への支給認定変更基準日が設けられた場合、年度中に3歳に到達した児童が一律に当該年度末まで入所を継続できる等、利用者においても、制度についてより理解し易くなるものと思われる。

保育料や給付費について、現行制度では年度当初の児童の学齢を基準としているため、年度途中で支給認定に変更(3号→2号)があったとしても当該年度中においては保育料等に影響は及ぼさないこととなっている。そのため、第3号と第2号の児童が同じ基準で保育料、給付費の決定をなされるという状況が生じている。上述のような基準日が設けられた際には、このような状況も発生しないものと思われる。

○本市においても、同様の事例が発生しています。支給認定を受けていても施設入所がかなわないため支給対象とならない例も当然にありうる制度設計であり、全面的な見直しが必要です。

各府省からの第1次回答

現行制度下においても、2号認定・3号認定それぞれの有効期間を明示することで、まとめて認定することが可能となっており、これを適用することによって事務負担の軽減は可能である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童手当における学校給食費の徴収権限の強化

提案団体

伊丹市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省

求める措置の具体的内容

児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書・訪問催告などの、あらゆる接触手段に応答がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、財産の所在も不明であるため、強制執行等の手続等も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。

○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分等の例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たって財産調査や強制徴収を行うことができず、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保について支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めることで、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できる。

根拠法令等

児童福祉法第56条

児童手当法第21条及び第22条

児童手当法施行令第6条

児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成24年雇児発0331第1号)

学校給食法第1条及び第2条及び第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、朝霞市、新発田市、大垣市、多治見市、浜松市、愛知県、豊橋市、箕面市、倉吉市、倉敷市、山陽小野

田市、大村市、雲仙市、大分県

○当県では、学校と保護者との信頼関係に基づき、きめ細かな給食費の徴収が可能な私会計による給食費の徴収を過半の自治体が行っている一方で、学校給食の公会計化を実施している自治体もある。給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めるべきである。

○学校給食費の滞納が解消せず、納付者との公平性が確保できていない状態にある。

○当市における平成28年度学校給食費は、約20億7千万円で、そのうち平成29年3月末時点で約830万円が未納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、申出数としては少なく、未納金の回収において大きな効果が得られていない。

○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約18億円のうち未納金額約300万円である。また、平成28年度の児童手当徴収実績は9名362,570円であり、電話連絡や戸別訪問により接触ができ、申出があった者に限定される。学校給食費は私債権であり、強制徴収権もないため、滞納額の削減が進まず課題となっている。児童手当からの特別徴収の適用拡大は、適正な債権管理の運用及び徴収事務に係る人権費等のコスト削減効果が期待できる。

○当市においても、提案団体が示す事例のように、給食費の滞納については大きな課題となっている。給食費滞納額については、督促状の送付等により支払いを求めているが悪質な滞納者に対しては効果がなく事務的な負担も大きい。児童手当受給者の申し出による児童手当からの徴収を実施しているが、悪質な滞納者については同意を得ることが難しい状態である。しかし、当市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っておらず、学校給食会での私会計の取り扱いであるため、提案団体が提案している強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要と考える。

○学校給食費の滞納者に対して、架電や面談、家庭訪問、督促通知等の様々な手法を用いて滞納対策に当たっているが、一部の滞納者にはどれも効果がない状況で未納額の解消に苦慮している。児童手当受給者からの申し出なく、特別徴収を認めることで、未納額の抑制や教職員等の負担減、受益者負担の公平性を図ることができるなどの多くの効果が期待できる。

○学校給食費の未納は保護者間の負担の公平性を著しく欠くばかりか、食材選定の制約や給食の質の低下など給食提供に支障を来すものである。当市の平成28年度分給食費未納額は平成29年5月末時点で約90万円である。(収納率99.87%)未納対策として、教育委員会からの文書催告や学校職員の面談等による催告を実施している。その際、児童手当法第21条の受給者の申し出による児童手当からの特別徴収の制度を案内しているが、その制度の適用を拒む保護者が結果的に未納者となっている。このような悪質な保護者に対し、学校職員は再三の連絡を取るなど、徴収事務に多大な時間を費やしている現状である。

児童手当からの強制徴収が可能となれば、給食費の未納が解消されるため、学校事務の負担軽減が大いに期待できる。

○平成28年度学校給食費の滞納額は、単年度で約200万円。電話、文書、訪問催告などの手段で接触をしているが、入金が少ない。

○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約35億3千万円中、平成29年3月時点で、約295万円、過年度分で約300万円が滞納となっており、その縮減は長年に渡る課題である。市から児童手当と学校給食費の振込口座と同一にするように依頼文書を出しているが、同意を得ることが難しい状況にある。本市の場合、学校給食費については公会計と私会計が混在している。特に私会計においては、徴収困難な状況が続いており、学校給食を実施する上で公平性を保つことが難しい状況にある。

○当市においても、学校給食費の未収金削減は課題となっている。平成28年度の現年度分においては、収納率99.1%と公会計化(市による直接徴収)してからは一番の数字となったが、約1千2百万円の未収金が発生している。市や学校での文書催告にも応じず、支払督促等の法的手続によっても未納の解決が図れない事案は多々あるため、児童手当からの特別徴収が認められることで学校給食を実施する上での公平性の担保や、歳入の確保が図られるとともにコスト削減効果(催告にかかる事務負担、郵便料、法的手続に係る手数料等)も期待できる。しかし、特別徴収については、生活困窮世帯からの徴収が妥当かどうかという判定基準も重要であるように考える。

○当県においても、特別支援学校において学校給食費の滞納に対応するため、職員が何度も徴収へ出向いた事例がある。

○当市においても学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定により、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、滞納者に連絡をとり、同意を得ることが困難な状況にある。このため伊丹市が提案されている児童手当法第22条の規

定が学校給食費にも適用されることになれば、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できると考える。

○学校給食費は他の債権とは異なり、滞納を理由として、児童・生徒の給食を停止することが望ましくないため、私会計で運用している現在においては、当該児童・生徒の給食費は他の保護者の負担となっている。現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、保護者間の公平性の観点から学校給食費の未納問題も課題として挙げられており、強制執行等の手続き等を実施する目的も検討理由の一つである。また、学校給食は、児童手当法第1条に掲げる目的（次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること）を実現するための重要な役割を果たしており、上記の問題解決の手段及び法の趣旨から鑑みても受給資格者の申出なく、強制的に徴収できるよう制度見直しを実施することは望ましいと考える。

○本市においても給食費の未納が問題となっている。本人からの申し出により特別徴収も行っているが、納付義務者からの反応・行動が無ければ裁判手続きによる強制執行手続きを行わなければならない。しかし、そのためには相当の事務量が必要であり、簡単に実施できるものではない。

○本市では、給食費未納者が児童手当受給者で、手当の支給方法が口座振り込みである場合、支給方法を現金支給に変更する旨の同意書を徴取し、支給日に担当課に出向き徴収している。しかし、現金支給への変更に応じない者や、訪問しても不在で同意書の徴収が出来ない者については納付に結びつかないため、提案のように児童手当受給者から同意を得なくても手当からの特別徴収が認められれば、本市においても未納額の圧縮につながると考える。

○本市においても、学校給食費の未納・滞納状況は安全・安心な学校給食の提供を目指す学校給食実施の大きな課題となっている。本市における学校給食費の納入は原則口座引き落としとしているが、未納・滞納状況にある保護者に対しては、再度の引き落とし通知、現金納入の通知、納入に係る来所相談通知、訪問徴収等様々な取組を実施している。しかしながら、長期に渡る滞納状況にありながら納入督促を無視する保護者や市外への転出等を繰り返し所在不明になる者などが多数存在する。このようなことから、提案にあるように、「児童手当」における学校給食費の徴収権限の強化を強く求めたい。

各府省からの第1次回答

○月々に徴収する学校給食費及び学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。

○現在、学校給食費は私債権であり、また、学校給食費の会計処理の扱いについても、児童生徒が食べる給食の対価と言えることや、学校給食実施の実態が各地域により様々であることから、公会計とするか、私会計とするかは、自治体の裁量に委ねているところであり、現在、全自治体の半数以上が私会計である。

（H28 文部科学省調査では、1,729 自治体のうち 983 自治体（全体の 57%）が私会計である。）

○ご提案の事項の実現に向けて、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けるには、学校給食費の会計処理を公会計とする必要があるが、一方で、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、提案自治体の中には、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要という意見もあることから、それら私会計の自治体の実情も踏まえつつ、どのような対応が可能か、検討してまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童手当における学校給食費の徴収権限の強化

提案団体

伊丹市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省

求める措置の具体的内容

児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書・訪問催告などの、あらゆる接触手段に応答がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、財産の所在も不明であるため、強制執行等の手続等も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。

○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分等の例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たって財産調査や強制徴収を行うことができず、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保について支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めることで、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できる。

根拠法令等

児童福祉法第56条

児童手当法第21条及び第22条

児童手当法施行令第6条

児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成24年雇児発0331第1号)

学校給食法第1条及び第2条及び第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、朝霞市、新発田市、大垣市、多治見市、浜松市、愛知県、豊橋市、箕面市、倉吉市、倉敷市、山陽小野田市、大村市、雲仙市、大分県

○当県では、学校と保護者との信頼関係に基づき、きめ細かな給食費の徴収が可能な私会計による給食費の徴収を過半の自治体が行っている一方で、学校給食の公会計化を実施している自治体もある。給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めるべきである。

○学校給食費の滞納が解消せず、納付者との公平性が確保できていない状態にある。

○当市における平成28年度学校給食費は、約20億7千万円で、そのうち平成29年3月末時点で約830万円が未納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、申出数としては少なく、未納金の回収において大きな効果が得られていない。

○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約18億円のうち未納金額約300万円である。また、平成28年度の児童手当徴収実績は9名362,570円であり、電話連絡や戸別訪問により接触ができ、申出があった者に限定される。学校給食費は私債権であり、強制徴収権もないため、滞納額の削減が進まず課題となっている。児童手当からの特別徴収の適用拡大は、適正な債権管理の運用及び徴収事務に係る人権費等のコスト削減効果が期待できる。

○当市においても、提案団体が示す事例のように、給食費の滞納については大きな課題となっている。給食費滞納額については、督促状の送付等により支払いを求めているが悪質な滞納者に対しては効果がなく事務的な負担も大きい。児童手当受給者の申し出による児童手当からの徴収を実施しているが、悪質な滞納者については同意を得ることが難しい状態である。しかし、当市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っておらず、学校給食会での私会計の取り扱いであるため、提案団体が提案している強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要と考える。

○学校給食費の滞納者に対して、架電や面談、家庭訪問、督促通知等の様々な手法を用いて滞納対策に当たっているが、一部の滞納者にはどれも効果がない状況で未納額の解消に苦慮している。児童手当受給者からの申し出なく、特別徴収を認めることで、未納額の抑制や教職員等の負担減、受益者負担の公平性を図ることができるなどの多くの効果が期待できる。

○学校給食費の未納は保護者間の負担の公平性を著しく欠くばかりか、食材選定の制約や給食の質の低下など給食提供に支障を来すものである。当市の平成28年度分給食費未納額は平成29年5月末時点で約90万円である。（収納率99.87%）未納対策として、教育委員会からの文書催告や学校職員の面談等による催告を実施している。その際、児童手当法第21条の受給者の申し出による児童手当からの特別徴収の制度を案内しているが、その制度の適用を拒む保護者が結果的に未納者となっている。このような悪質な保護者に対し、学校職員は再三の連絡を取るなど、徴収事務に多大な時間を費やしている現状である。

児童手当からの強制徴収が可能となれば、給食費の未納が解消されるため、学校事務の負担軽減が大いに期待できる。

○平成28年度学校給食費の滞納額は、単年度で約200万円。電話、文書、訪問催告などの手段で接触をしているが、入金が少ない。

○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約35億3千万円中、平成29年3月時点で、約295万円、過年度分で約300万円が滞納となっており、その縮減は長期に渡る課題である。市から児童手当と学校給食費の振込口座と同一にするように依頼文書を出しているが、同意を得ることが難しい状況にある。本市の場合、学校給食費については公会計と私会計が混在している。特に私会計においては、徴収困難な状況が続いており、学校給食を実施する上で公平性を保つことが難しい状況にある。

○当市においても、学校給食費の未収金削減は課題となっている。平成28年度の現年度分においては、収納率99.1%と公会計化(市による直接徴収)してからは一番の数字となったが、約1千2百万円の未収金が発生している。市や学校での文書催告にも応じず、支払督促等の法的手続によっても未納の解決が図れない事案は多々あるため、児童手当からの特別徴収が認められることで学校給食を実施する上での公平性の担保や、歳入の確保が図られるとともにコスト削減効果(催告にかかる事務負担、郵便料、法的手続に係る手数料等)も期待できる。しかし、特別徴収については、生活困窮世帯からの徴収が妥当かどうかという判定基準も重要であるように考える。

○当県においても、特別支援学校において学校給食費の滞納に対応するため、職員が何度も徴収へ出向いた事例がある。

○当市においても学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定により、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、滞納者に連絡をとり、同意を得ることが困難な状況にある。このため伊丹市が提案されている児童手当法第22条の規定が学校給食費にも適用されることになれば、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できると考える。

○学校給食費は他の債権とは異なり、滞納を理由として、児童・生徒の給食を停止することが望ましくないため、私会計で運用している現在においては、当該児童・生徒の給食費は他の保護者の負担となっている。現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、保護者間の公平性の観点から学校給食費の未納問題も課題として挙げられており、強制執行等の手続き等を実施する目的も検討理由の一つである。また、学校給食は、児童手当法第1条に掲げる目的(次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること)を実現するための重要な役割を果たしており、上記の問題解決の手段及び法の趣旨から鑑みても受給資格者の申出なく、強制的に徴収できるよう制度見直しを実施することは望ましいと考える。

○当市においても給食費の未納が問題となっている。本人からの申し出により特別徴収も行っているが、納付義務者からの反応・行動が無ければ裁判手続きによる強制執行手続きを行わなければならない。しかし、そのためには相当の事務量が必要であり、簡単に実施できるものではない。

○当市では、給食費未納者が児童手当受給者で、手当の支給方法が口座振り込みである場合、支給方法を現金支給に変更する旨の同意書を徴取し、支給日に担当課に出向き徴収している。しかし、現金支給への変更に応じない者や、訪問しても不在で同意書の徴取が出来ない者については納付に結びつかないため、提案のように児童手当受給者から同意を得なくても手当からの特別徴収が認められれば、当市においても未納額の圧縮につながると考える。

○当市においても、学校給食費の未納・滞納状況は安全・安心な学校給食の提供を目指す学校給食実施の大きな課題となっている。当市における学校給食費の納入は原則口座引き落としとしているが、未納・滞納状況にある保護者に対しては、再度の引き落とし通知、現金納入の通知、納入に係る来所相談通知、訪問徴収等様々な取組を実施している。しかしながら、長期に渡る滞納状況にありながら納入督促を無視する保護者や市外への転出等を繰り返し所在不明になる者などが多数存在する。このようなことから、提案にあるように、「児童手当」における学校給食費の徴収権限の強化を強く求めたい。

各府省からの第1次回答

月々に徴収する学校給食費及び学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。

現在、学校給食費は私債権であり、また、学校給食費の会計処理の扱いについても、児童生徒が食べる給食の対価と言えることや、学校給食実施の実態が各地域により様々であることなどから、公会計とするか、私会計とするかは、自治体の裁量に委ねているところであり、現在、全自治体の半数以上が私会計である(H28 文部科学省調査では、1,729自治体のうち983自治体(全体の57%)が私会計である)。

ご提案の事項の実現に向けて、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けるには、学校給食費の会計処理を公会計とする必要があるが、一方で、現在の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、提案自治体の中には、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要という意見もあることから、それら私会計の自治体の実情も踏まえつつ、どのような対応が可能か、検討してまいりたい。